

令和5年 第12回

教育委員会定例会会議録

令和5年12月11日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2626号
令和5年第12回定例会

日 時 令和5年12月11日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	長谷川 浩 義
	学校教育部長	吉 野 達 雄
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	竹 村 多賀子
	学 務 課 長	鈴 木 建
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	本 城 典 子
	教育総務係	小 宮 綾 雅

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第92号 令和6年度港区立生涯学習センターの臨時休館について

日程第2 報告事項

- 1 MINATOシティーフマラソン2023の開催結果及び2024大会の開催予定日について
- 2 港区スポーツセンター武道場3の休止について
- 3 港区スポーツセンタープールの休止について
- 4 港区スポーツセンタートレーニングパークの休止について
- 5 就学援助における修学旅行支度金の事前支給等について
- 6 令和6年度港区立幼稚園園児募集結果について
- 7 令和5年度第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について
- 8 卒業式のあいさつについて

「開会」

○教育長 ただいまから、令和5年第12回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、寺原委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

「本日の運営」

○教育長 まず、本日の日程についてお諮りをいたします。報告事項の第2から第4までの3件については、内容に重複している部分がございますので、一括して説明を受けてから質疑応答を行いたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、報告事項の第2から第4までにつきましては、港区教育委員会会議規則第14条第2項の規定に基づき、一括して説明を受けた後、質疑応答を行うこといたします。

日程第1 審議事項

1 議案第92号 令和6年度港区立生涯学習センターの臨時休館について

○教育長 それでは日程の第1、審議事項に入ります。審議事項第1、議案第92号「令和6年度港区立生涯学習センターの臨時休館について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは本日付議案資料ナンバー1を用いましてご説明いたします。1枚おめくりください。本件は港区立生涯学習センター条例第4条の規定に基づき、令和6年度の港区立生涯学習センターの臨時休館についてお諮りするものです。

項番1及び2でございます。「臨時休館日」「理由」につきましては、記載のとおりでございます。設備保守点検や定期清掃等のため、10月、2月を除く毎月第3月曜日を臨時休館いたします。具体的な日程は記載のとおりです。7月、9月は祝日と重なっておりますが、他の月の祝日の利用状況も確認し、利用率が高い訳ではないということから、分かりやすさの観点で、毎月第3月曜日を優先いたしました。固定の曜日で、臨時休館日といたします。

項番3「告示日」でございます。令和5年12月20日を予定しております。項番4「利用者への周知方法」につきましては、広報みなと、区ホームページ、各施設への掲示のほかに、施設予約システムや、区公式Xでも周知いたします。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第92号について、原案どおり可決することにご異議ございません

んか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第92号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第2 報告事項

1 MINATOシティハーフマラソン2023の開催結果及び2024大会の開催予定日について

○教育長 次に日程の第2、報告事項に入ります。報告事項第1「MINATOシティハーフマラソン2023の開催結果及び2024大会の開催予定日について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、MINATOシティハーフマラソン2023の開催結果及び2024大会の開催予定日につきまして、本日付報告資料ナンバー1を用いましてご説明いたします。本件は、港区マラソン実行委員会が主催するMINATOシティハーフマラソンにつきまして、2023大会の開催結果と2024大会の開催予定日について報告するものでございます。

項番1「2023大会の開催結果(速報値)」でございます。日時につきましては記載のとおりでございます。天候につきましては、前々日に少し風が強く、テントの設営などで一部の準備作業に影響がございましたが、当日は快晴で、気温も朝8時30分の段階で11度と、ランナーやボランティアなどのスタッフ、双方にとってよい大会日和でございました。

次に、参加者数でございます。「ア」のハーフマラソンの参加者につきましては、記載のとおりでございます。参加者数5,646名に対しまして、当日の出走者4,982名、完走者は4,699名となっており、完走率は94.3%でございました。この人数に加えまして、ゲストランナーのエリック・ワイナイナさんと福島和可菜さん、2名が出走、完走しております。なお資料にはございませんが、ハーフマラソン制限時間2時間30分の中での完走者の最高年齢につきましては、男性が84歳、記録は2時間17分30秒で、こちらの方は港区在住者でございます。女性につきましては77歳で、2時間12分53秒でございました。

続きまして、「イ」のファンランについてです。参加者につきましては記載のとおりでございますが、これ以外にゲストランナー3名、元・体操のお兄さんの小林よしひささん、それからパラリンピアンの高田千明さん、デフリンピアンの高田裕士さんにご参加いただきました。ファンランにつきましての最高年齢は、こちらはゴールの確認はできておりませんが、男性87歳、女性90歳で、いずれも前回大会の最高年齢の方が1歳年を取られて、こちらの最高年齢となっております。

続きまして(4)表彰につきましては、全体を通しまして、資料のとおりでございます。陸連登録者の部の男性1位の河野様につきましては、今大会で初優勝となっております。同じく陸連登録者の部の女性の1位、兼重さんにつきましては4回連続の優勝となっておりますので、こちらのマラソン大会での完全制覇を、現在のところ達成しております。

一般の部の男性1位の齋藤さんは、一般の部の大会記録での初優勝。同じく一般の部女性1位の

森野さんも、大会記録での初優勝となっております。資料にはございませんが、一般の部では男女年代別の表彰をしているほか、今大会から、男女別最高年齢完走者の表彰や、区内在住者のうちの陸連登録者の部、一般の部でそれぞれ男女別の1位から3位の表彰しております。

(6) 救護対応につきましては、件数は前回大会と同数ですが、救急対応とAED対応が1件ございました。

(7) 大会当日の交通規制につきましては、今年は全ての区間で予定より早く規制を解除することができました。また、緊急車両の通行を優先する交差点を緊急交差点と呼んでおりますが、5か所を設置してはりましたが、今大会では運用はございませんでした。

(8) 大会当日の入電件数につきましては、記載のとおりです。前回大会より6件少なくなっております。

続きまして3ページ目です。(9) 中学生ボランティアの活動についてです。今大会でも約1,000名のボランティアの皆さんに従事いただきました。このうち、区立の全ての中学校から、中学生ボランティアとして58名が参加し、総合案内での通訳業務やコース上での給水業務に従事いただきました。通訳業務につきましては8名で、英語、中国語、韓国語で従事いただいております。給水につきましては50名で、写真のとおり、活躍いただきました。

最後に項番2「2024大会の開催予定日」です。本大会は11月の第3日曜日に開催することが決定しており、次回につきましては、令和6年11月17日、日曜日に開催いたします。少々長くなりましたが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 救急搬送及びAED使用が1件あったということですが、特に何か問題はなかったのですね。特に重大事案になるということはないのですよね。

○生涯学習スポーツ振興課長 マニュアルでもきちんと対応を周知しておりましたし、事前の従事者への説明会でも、緊急時の対応を確認しておりましたので、適切に対応することができております。

○中村委員 倒れた方も特に、その後入院するとか、そういうのはなかったのですよね。

○生涯学習スポーツ振興課長 入院はされておりますが、連絡は取り合っております。

○中村委員 特に、命に別状があるようなものではないのですよね。

○生涯学習スポーツ振興課長 命には別状ないと、ご本人から報告を受けております。

○教育長 よろしいでしょうか。

○中村委員 はい。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○中村委員 中学生ボランティアが活躍したということですが、これは今回が初めてですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 昨年も活躍いただいております。

○中村委員 これは、どうやって募集するのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 中学校長会の方にご説明をいたしまして、参加を呼びかけていた

きました。

○中村委員 例えば希望者が多くて選別するとか、そういうことをやっているのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 選別はしておりません。ご本人に、どういうことで活動したいかと申込みの段階で確認しており、コース上での従事か、総合案内で通訳として働きたいかということで、ご案内しております。

○中村委員 ということは、希望者は全員参加できているということですね。

○生涯学習スポーツ振興課長 そのとおりでございます。

○中村委員 非常にいい機会なので、できるだけたくさんの中学生に参加していただいて、こういう活動は積極的に推進した方がよろしいと思うので、今後もその方向でやっていただければと思います。

○教育長 ありがとうございます。

○生涯学習スポーツ振興課長 ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

2 港区スポーツセンター武道場3の休止について

3 港区スポーツセンタープールの休止について

4 港区スポーツセンタートレーニングパークの休止について

○教育長 それでは次に、報告事項の第2「港区スポーツセンター武道場3の休止について」、同じく第3「港区スポーツセンタープールの休止について」、同じく第4「港区スポーツセンタートレーニングパークの休止について」、一括して説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは報告事項2から報告事項4につきまして、ご報告いたします。まず報告事項2「港区スポーツセンター武道場3（弓道場）の休止について」でございます。本日付資料ナンバー2を御覧ください。本件は、港区スポーツセンターの4階にあります武道場3の安土の補修を行うため、武道場3を休止することについてご報告するものでございます。

項番1「休止理由」でございます。武道場3は弓道場とアーチェリー場を兼ねた場所となっております。その中で、弓道の的を設置する盛り土の部分が安土と呼ばれており、設置後9年間改修しておらず、現在、的を設置する面の表面が固くなっており、適切に的を設置することが困難となっていることから、弓道の練習に支障が出ております。このため、安土の補修を行なうために利用を休止いたします。

項番2「臨時休止日」につきましては、令和6年2月4日から令和6年2月12日までを予定しております。項番3「告示日」は、令和5年12月15日を予定しております。項番4「周知方法」につきましては、広報みなど、区ホームページ、区の公式Xや施設への掲示等により、広く周知してまいります。なお、直接の利用団体となる港区弓道連盟、港区アーチェリー協会、また各競技の定期練習会の参加者には、個別にご案内してまいります。報告事項2につきましては以上でございます。

続きまして報告事項3「港区スポーツセンタープールの休止について」でございます。本日付資料ナンバー3を御覧ください。本件は港区プールの衛生管理に関する条例第5条第6号及び同施行規則第12条の規定に基づき、プールにおける公衆衛生及び安全確保に関する措置を講じるため、港区スポーツセンタープールを休止することをご報告するものです。

項番1「休止理由」です。これらの措置を講じるため、プールの水を抜き、点検及び清掃を行います。項番2「休止期間」につきましては、2回に分けて休止いたします。1回目は令和6年4月8日から令和6年4月12日まで、2回目は令和6年10月7日から令和6年10月11日までを予定しております。項番3「告示日」につきましては、明日の午後、令和5年12月12日を予定しております。項番4「周知方法」につきましては、広報みなど、区ホームページ、区公式X、施設への掲示等により、広く周知してまいります。簡単ではございますが、説明は以上となります。

続きまして、報告事項4「港区スポーツセンタートレーニングパークの休止について」でございます。本日付報告資料ナンバー4を御覧ください。本件は港区スポーツセンターの3階にありますトレーニングパークに設置しているトレーニングマシンの入れ替え等を行なうために、トレーニングパークを休止することについてご報告するものです。

項番1「休止理由」でございます。令和6年4月1日から新たな指定管理期間になることに併せて、指定管理者の方で現在設置しているトレーニングマシン86台の内62台を入れ替え、併せて新たに6台を設置いたします。4月1日月曜日のスポーツセンター休館日を利用してマシンの搬出入を行いますが、入れ替え台数が多いことから、トレーニングマシンの稼働テストにつきましては翌日の4月2日火曜日に実施いたします。このため、令和6年4月2日の火曜日につきまして、トレーニングパークの利用を休止いたします。

項番2「利用休止日」につきましては、令和6年4月2日となります。項番3「告示日」につきましては、明日令和5年12月12日を予定しております。項番4「周知方法」につきましては、広報みなど、区ホームページ、区公式X、施設への掲示等により、広く周知してまいります。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○教育長 それではまず、報告事項の2になります。武道場の休止について、ご質問等はございませんでしょうか。よろしいですか。

続いて、プールの休止について、ご質問等はございますでしょうか。

続いて、トレーニングパークの休止についての質問等はございますでしょうか。

○中村委員 今の2、3、4、報告事項ですよね。全て港区スポーツセンターの休止についての報告なのですが、3については根拠条文、根拠が書いてあり、2と4は根拠条文が書いていないのですけれども、これは法令上の根拠は特にないという理解でよろしいですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 プールにつきましては、衛生管理の面から規定の法令がございますが、安土とトレーニングパークにつきましては、法令等はございません。

○中村委員 では、運用上の措置ということですね。

○生涯学習スポーツ振興課長 運用上、サービスを向上させるために行なうものでございます。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ただいまの報告事項は以上とさせていただきます。

5 就学援助における修学旅行支度金の事前支給等について

○教育長 次に、報告事項の第5「就学援助における修学旅行支度金の事前支給等について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは「就学援助における修学旅行支度金の事前支給等について」です。報告資料ナンバー5を御覧ください。令和6年度から実施を予定しております区立中学校海外修学旅行の実施に伴いまして、就学援助における修学旅行支度金を中学2年次の3学期に事前支給するとともに、支給額を増額いたします。

項番1「経緯」です。教育委員会では、経済的な理由で就学困難な児童・生徒を支援するため、保護者に対して就学援助を支給しており、中学3年次に修学旅行に参加した生徒に対しては、宿泊費等に対する修学旅行費、準備費用に対する修学旅行支度金をそれぞれ支給しております。この度、区立中学校海外修学旅行実施に伴いまして、パスポート取得費や外貨交換手数料など、新たな負担が生じること、また、これまで各学校が管理していた参加費等が公会計管理となることから、対応について検討してまいりました。一方、区立中学校海外修学旅行については、区議会からも、常任委員会等において様々なご意見を頂いており、特に経済的な理由で就学が困難な家庭の児童・生徒が、修学旅行関係費の一時負担を理由に参加をあきらめることがないようにすること、またパスポート取得費など、新たに生じる負担も軽減することについてご意見を頂いてきたところでございます。

項番2「支給時期等の見直し」についてとしまして、支給時期と支給額の見直しを行います。まず(1)支給時期としまして、これまでの国内修学旅行とは異なり、往復航空券や宿泊先を確保するために早期にパスポートを取得する必要があるなど、保護者は中学2年次から準備に着手する必要があります。そのため、支度金の支給時期を中学2年次といたします。また(2)支給額ですが、新たな保護者負担や修学旅行先が海外になることに伴う準備経費を鑑みまして、要保護世帯は現行の8,500円を3万500円に、準要保護世帯は現行の5,000円から2万7,000円に、それぞれ増額いたします。内訳は、図表右の欄に記載のとおりとなっております。

項番3「就学奨励費の取扱い」についてです。特別支援学級に通学する児童・生徒の保護者の負担を軽減する就学奨励費においても、同様に支給時期を中学2年次とするとともに、支給額を増額いたします。

項番4、予算所要額、概算見込み額としましては、記載のとおりとなっております。項番5、今後の予定としましては、就学援助システムの改修を進めまして、特別委員会報告や保護者説明会を経まして、2月末からの事前支給を目指しております。雑駁ですが、ご報告は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

- 田谷委員 該当する生徒は何人ぐらいいるのですか。
- 学務課長 中学3年で大体170名程です。
- 田谷委員 内訳をお願いします。要保護世帯と準保護世帯は？
- 学務課長 およそでございますが、要保護は15から20名弱となっています。
- 教育長 準要保護が、150名。
- 学務課長 それを除きますので、そういうことになります。
- 田谷委員 修学旅行の日程については、もし決まっているのであれば、いつ頃か教えていただけますでしょうか。それと、どういう手順で、全員一緒に行くのか、セクションごとに区切るのか。
- 教育指導担当課長 6月から9月にかけて行くような形になっています。こちらについては、学校、校長とも調整をした上で、各学校がこの日に行くというのは、もう明らかに出てございます。
- 教育長 学校単位ということで、いいのですね。
- 教育指導担当課長 学校単位で行くような形になります。
- 田谷委員 学校単位ということですが、例えば2校一緒に行くとか、3校一緒に行くとかということはあるのですか。
- 教育指導担当課長 それは、ございません。
- 田谷委員 この支援をするのは、そういう世帯にとっては非常にいいことだと思いますので、ぜひとも早めに手を打っていただいて、準備をしていただきたいなと思いますし、修学旅行の方も6月から9月ということで、これより遅れてしまうと、多分、受験に引っかかってしまうと思いますので、9月までには、天候の状況によると思うのですけれども、無事な修学旅行をお祈りしております。
- 寺原委員 項番3の特別支援学級に通学する生徒への就学奨励費の支給額に、「就学援助の半額となります」という記載があるのですが、「半額」である理由を教えてくださいと思います。
- 学務課長 就学奨励費につきましては、国の方で定めている、特別支援学校等に通学する児童に対する補助制度となっております。特定財源が当たっているものとなっております。当区においても、特別支援学級が対象となりますので、その基準に準拠しまして2分の1という設定になってございます。
- 寺原委員 項番2で増やす2万2,000円の内訳は色々あると思うのですけれども、この金額は、特別支援学級の子どもたちにも結果として支給されるということになるのか、ならないのかというところを教えてくださいと思います。
- 学務課長 結論としましては、半額の上限はありますが、支給はされるという形になります。というのが、制度の趣旨というご発言がございましたけれども、基本的には所得認定によらずに、特別支援学級に通うこと自体に対して支援をする制度ですので、経済的負担を緩和するものとは、制度趣旨が違うところがございます。そのため、特別支援学級においても、例えば就学援助に該当するような経済困窮は、経済困窮の枠組みで支え、特別支援を支える仕組みとしては、2分の1負担で補助をさせていただくことでございます。

○寺原委員 要保護世帯等に該当する子どもたちはそちらの仕組みで受給すべきものを受給し、要保護世帯等に該当しないが特別支援学級に通っている子どもたちには項番2が支給されるということですね。分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○中村委員 事前給付ということは非常にいいということだと思っておりますけれども、疑う訳ではないですけれども、支給した金額を、しっかりここに書いてあるパスポート費用とか、その他色々な、ちゃんと計算が出ていて、この合計額が2万2,000円だから2万2,000円を増やすのだと。で、事前に給付するのだということでしょうかから、これ、ちゃんとこのことに使いましたよということの後で提出させるとか、そういうことは考えていないのですか。

領収書とか、何かそういうようなものですよ。その辺もしっかりやっておかないと、という気は。ちょっと厳しいかもしれませんが、色々周りの目はありますので。しっかり事前給付して、それを違う方法で使われたりするのは趣旨に反しますので、2万2,000円という金額は小さいですけれども、今聞いたら百何十名いらっしゃるということなので、予算とすればそれなりの金額になるので、その辺のところまでやるのかやらないのか、その辺を教えてください。

○学務課長 あくまで公平な支給というのが大前提でございます。ですので、今、ご懸念の点につきましても実務的に精査をしているところでございます。具体的に申し上げますと、例えば実際に何らかの事情で行かなくなった、あるいは行けなくなった。場合によって対応は変わってまいります。行けなくなった、あるいは行かなくなった、いずれの場合についても、例えばパスポート取得費はもうすでに支出しているので返還を求めないであるとか、あるいは実際に行かなかったのであれば、ここでいう内訳の、現地活動費用は、実際に発生していないので、ここについては、一定の場合には返還を求めるとか。あくまで、やむを得ない事情があるかどうかというところで判断の線引きはいたしますけれども、その上で、どういう場合に返還を求め、求めない等の整理は現在詰めているところでございます。いずれにしましても公平な支給ということで、準備を詰めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○中村委員 パスポートをもう持っている人もいるかもしれないし。場合によっては。その場合はパスポート取得費用はかからない訳ですから、そういうことを考えると、各家庭にあわせた金額が、本当は支給額としてはいいのしょうけれども、そこまでするのはなかなか面倒くさいところでしょうから、一定の金額を決めるのはしようがないと思いますが、各家庭によっては今課長が言われたような、参加したかったのだけれどもできなかったとか。そういう事情があったときの精算の問題もありますし、パスポートはもともと持っていた人には1万1,000円はいらぬはずですから、そこら辺の対応とかね。細かなところ。半額がパスポート取得費用になる訳ですから、そこら辺も細かくやっていただければいいなと思ったので質問いたしました。

○教育長 ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

6 令和6年度港区立幼稚園園児募集結果について

○教育長 それでは次に、報告事項の第6「令和6年度港区立幼稚園園児募集結果について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは「令和6年度港区立幼稚園園児募集結果について」でございます。報告資料ナンバー6を御覧ください。まず応募人数について、前年度との比較ですが、表の右、下から3行目を御覧いただきますと、昨年度227名に対し今回202名と、若干減少しております。その下の欄で、年齢別内訳もございますが、3歳児応募人数の減少が要因となっているところでございます。また表の下に「※2」と注釈がございますが、芝浦幼稚園、麻布幼稚園の3歳児で募集定員を超える応募がありましたが、10月にご報告させていただいた、令和6年度に定員削減を行った園については、保護者へ不安を与えないよう、施設環境や周辺の幼稚園の空き状況等を踏まえた上で、柔軟な受け入れを行なう、という経過措置を取っておりますが、こちらを適用しまして、応募者全員を受け入れることとしております。甚だ簡単ではございますが、報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

7 令和5年度第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

○教育長 それでは次に、報告事項の第7「令和5年度第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは資料ナンバー7を用いまして、第2回のいじめ問題対策会議の報告をさせていただきます。資料を御覧ください。1ページ目に「日時」11月10日に行わせていただきました。「場所」は教育センターです。「出席者」については項番3に書かせていただいております。「議事」ですが、前回も、内容についてはご報告させていただいているかと思いますが、それをもとに協議をさせていただきました。

主な意見について、項番5のところでは触れさせていただきますと、まず人権・男女担当の方から、区としても、いじめを含めて、人権について色々啓発していますというところや、子ども家庭支援センターの所長からは、子ども家庭支援センターにかかってきたいじめの疑いがある案件についても、教育委員会と連携して対応しましたといった件についてのお話を頂いたり、児童相談所にも、そういったところで、学校で起きたことと、色々普通に起こることと、マクロな視点で見ていくことが必要だというようなお話を頂きました。

警察の方からも、警察でも特性のある子どもたちの相談件数が増えていて、子どもたちが安心していくためには、しっかりと力になれるといいなというようなお話を頂いたり、大学教授の先生からは、保護者が主体となってやっていくような仕組みも必要ではないかというようなお話を頂きました。お医者様からは、発達への偏りがある子どもがいっぱいいたとしても、しっかりと学校に相談をして、色々な支援をしていく必要性が今後もあるのではないかとということで、協議が深まったというところがありました。以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

8 卒業式のあいさつについて

○教育長 それでは次に、報告事項の第8「卒業式のあいさつについて」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは資料ナンバー8を用いまして、卒業式の挨拶の、「伝えたいこと」についてご報告させていただきます。まず小学校は、子どもたちに、信じる力の大切さについて、しっかりと伝えていきたいと。仲間を信じる、人々と良好な関係を築くことを通して、信じる力が大事だよということを伝える。その中で、題材としてWBC日本代表、栗山監督の行動等を通して、信じる力についても学んでいただきたいというメッセージを述べたいと思います。

中学校につきましては、「Catch our Dream」という、夢をつかむというところで、他者への対話を通してよりよい考えを生み出したり、挑戦し続けること、課題や困難を克服していくことの大切さということを伝えたいと。題材としては、バレーボールの男子日本代表選手のことを通して、これらのテーマについて、生徒たちに伝えていきたいと思っております。甚だ簡単ですが、以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本日予定をしている案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員の皆様から、その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。なければ、これをもちまして閉会といたします。次回は臨時会を12月25日月曜日、午前を予定しております。オンラインでの開催の予定です。よろしくお願いいたします。それでは皆さん、お疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 寺原 真希子